

# 綾 瀬 市 中 小 企 業 融 資 制 度 を ご 利 用 い た だ く に は

本融資制度をご利用いただける方は中小企業者の方です。中小企業とは資本金3億円(小売業・サービス業 5,000 万円、卸売業 1 億円)以下、又は従業員が 300 人(小売業 50 人、卸売業・サービス業 100 人)以下の会社および個人をいいます。

本融資制度の利用を希望される場合は、直接取扱金融機関へご相談ください。取扱金融機関は本リーフレットの裏面をご参照ください。

金融機関との相談後、実際に融資を受ける際には、各資金の融資要件を市で確認させていただく必要があります。下表を参照して必要書類を市役所商業観光課(サービス業等の方)・工業振興企業誘致課(製造業の方)に提出し、融資要件の確認を受けてください。

## 綾 瀬 市 中 小 企 業 融 資 制 度 一 覧

資金	融 資 要 件	融資限度額	年利	返済期間	返済方法	補助制度	融資の申込資格要件の確認に必要な書類 (提出先：市役所 5 階・商業観光課・工業振興企業誘致課)
小口事業資金	市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと。	運転 1,000 万円  設備 2,000 万円	1.6 % 以内	運転 5 年以内  設備 7 年以内	割賦返済(据置期間 1 年以内)	保証料の 1/2 以内(限度額は 10 万円)	1 綾瀬市中小企業融資申込書(小口事業資金) 2 市税完納証明書(市役所 2 階・収納課で取得できます) 3 借入残高の確認できる書類(残高証明書など) 既に小口事業資金を利用している方が、融資限度額から融資の未償還額を差し引いた額を限度としてさらに融資の申込みをする場合のみ必要です。 4 見積書(設備資金の場合のみ必要) 車両の購入の場合は一定の条件があります
経営安定資金	【経営安定型】 市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと。 最近3カ月又は6カ月の売上高又は売上総利益の平均が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している場合にご利用いただけます。	運転・設備の合計で 3,000 万円  店舗改装型は設備資金に限られます。	1.5 % 以内	運転 5 年以内  設備 7 年以内	割賦返済(据置期間 1 年以内)	保証料の 1/2 以内(限度額は 10 万円)  +  支払利子の 1/2 以内(24 カ月以内)	1 綾瀬市中小企業融資申込書(経営安定資金) 2 市税完納証明書(市役所 2 階・収納課で取得できます) 3 借入残高の確認できる書類(残高証明書など) 既に経営安定資金を利用している方が、融資限度額から融資の未償還額を差し引いた額を限度としてさらに融資の申込みをする場合のみ必要です。 4 見積書(設備資金の場合のみ必要) 車両の購入の場合は一定の条件があります 5 上記のほかに次の書類が必要です。 【経営安定型の場合】 ・経営安定型融資要件調査書 ・財務書類(試算表、売上台帳等、最近3カ月又は6カ月の売上高又は売上総利益の平均が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していることが確認できるもの) 【環境保全型の場合】 ・環境保全型融資要件調査書
	【環境保全型】 市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと。 次のいずれかの資金として活用する場合にご利用いただけます。 自動車 NOx・PM 法施行令第 4 条に規定する指定自動車のうち最新規制に適合する車両の購入 公害防除設備の設置、改善 環境マネジメントシステムの構築に要する環境負荷低減施設設備の設置、改善 環境マネジメントシステムの認証取得に要するコンサルタント料 その他地域環境の保全に寄与する施設の設置、改善						【店舗改装型】 市税を完納しており、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる(個人の場合は市内に1年以上居住している)こと。 小売業、飲食業(一般飲食店に限る)、サービス業(物品賃貸業、写真業、洗濯業、理容業、美容業に限る)に属する方で、店舗増改築・内装及びこれに伴う設備の改善を行う場合にご利用いただけます。
	市税を完納していること。 中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種であること。 信用保証協会の創業等関連保証又は創業関連保証の対象者であること。 上記に加え、次のうちいずれかに該当する方にご利用いただけます。 事業を営んでいない市内に居住する個人であって、融資を受ける日から1カ月以内に市内で事業を開始する具体的な計画を有する者、又は事業開始後1年を経過していない者 事業を営んでいない個人であって、融資を受ける日から2カ月以内に市内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を実施するため市内に新たに会社を設立(分社化)する具体的な計画を有する者、又は設立後1年を経過していない会社						運転・設備の合計で 1,000 万円  これから創業する個人の方は自己資金と同額までです。